

国名
アルメニア
在外公館名
在アルメニア日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月8日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、入国時に、英文の診断書、英文の薬剤（投薬）証明書類を提示する必要がある。</p> <p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬以外の医薬品であっても、医薬品の数量が3箱を超える場合又は10種類を超える場合には、医療用の麻薬及び向精神薬と同様に、英文の診断書などの提示が必要となる。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報